

(前文) 大学の基本的な目標

三重大学建学以来の伝統と実績に基づき、本学が基本的な目標として掲げる「三重の力を世界へ：地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す ～人と自然の調和・共生の中で～」の達成を一層確固たるものにするため、以下のことを特色、個性として掲げ、その実践に努める。

本学は地域社会、国際社会の繁栄と豊かさを実現するため、「幅広い教養の基盤に立った高度な専門知識や技術を有し、社会に積極的に貢献できる人財」を育成することを教育研究の目標とする。

第一期中期目標・中期計画中の産学官民連携事業における顕著な成果を基盤として、本学の教育・研究活動による社会貢献をさらに発展させるため「地域のイノベーションを推進できる人財の育成」を新たな具体的目標に掲げる。

上記の目標を達成するためには、地域との連携で得られた成果を広く世界に向けて情報発信することが求められる。これらの行動の集積により国際社会に高く評価、注目される教育・研究の拠点が形成され、大学の独自性が表出され、特色が鮮明となる。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間 平成22年4月 ～ 平成28年3月

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する教育関係共同利用拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

○ [教育全体の目標]

幅広い教養の基盤に立った高度な専門知識や技術を有し、地域のイノベーションを推進できる人財を育成するために、「4つの力」、すなわち「感じる力」、「考える力」、「コミュニケーション力」、それらを総合した「生きる力」を養成する。

- ・ 「感じる力」：感性、共感、倫理観、モチベーション、主体的学習力、心身の健康に対する意識
- ・ 「考える力」：幅広い教養、専門知識・技術、論理的思考力、批判的思考力、課題探求力、問題解決力
- ・ 「コミュニケーション力」：情報受発信力、討論・対話力、指導力・協調性、社会人としての態度、実践外国語力
- ・ 「生きる力」：感じる力、考える力、コミュニケーション力を総合した力

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

1 (教育成果)

教育全体の目標である「4つの力」の修学達成度等を評価するため、本学が提供する学士課程教育（共通教育・専門教育）の成果を多面的に検証する。

2 (学士課程・大学院課程カリキュラム)

幅広い教養と専門領域の学習を通して、「4つの力」、すなわち「感じる力」、「考える力」、「コミュニケーション力」、それらを総合した「生きる力」を養成するため、学士課程カリキュラムを拡充する。
また、地域・国際社会に貢献できる研究者・高度専門職業人を育成するため、学際的・独創的・総合的視野に基づいた大学院課程カリキュラムを拡充する。

3 (教育指導方法)

教育全体の目標に基づいて学生の自己形成を支援するため、授業形態や指導方法を改善する。

4 (学生の受入れ)

地域・社会に貢献するという目的をもって真摯に学習する意欲や大学での学習の基礎となる学力をもつ学生を受け入れるため、入学者選抜方法を改善する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

1 (教育実施体制)

学部・研究科に加えて、大学全体の教育に責任をもって取り組む体制を強化するため、全学の教育開発・実施を担当するセンターの機能及び教育改善推進制度を拡充する。

(3) 学生への支援に関する目標

- 1 (学生支援)
学生の修学、就職、生活、健康維持を総合的に行うため、学生支援体制を拡充する。

2 研究に関する目標

○ [研究全体の目標]

地域に根ざし世界に誇れる独自性豊かな研究成果を生み出す。さらに、その成果を教育に反映するとともに、広く社会に還元する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1 (研究水準及び成果の目標)
研究全体の目標に基づき、研究者の自由な発想に基づく基礎研究を発展させ、それぞれの学術分野や学際領域における特色ある研究を推進する。また、特定の領域での世界水準の研究を推進する。
- 2 (研究成果の教育への反映及び社会への還元)
研究成果を教育に反映し、また、広く社会に還元するため、研究成果の公表や産学官連携活動を積極的に推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 1 (戦略的研究推進体制)
研究全体の目標に基づき、基礎研究及び応用開発研究を戦略的に推進する体制を確立する。
- 2 (研究の水準及び質の維持・向上のための体制)
研究全体の目標に沿った研究の水準及び質を維持・向上させるため、研究マネジメント体制を確立する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 1 (知の支援)
地域に根ざした知の支援活動を促進する。

(2) 国際化に関する目標

- 1 (学内国際化)
国際交流イベントなどによって、国際感覚が自然に身につけやすい学内の国際化を進める。
- 2 (外国人受入れと学生、教職員の派遣)
留学生、外国人研究者の受入れ体制及び学生、教職員の海外派遣制度を整備し、充実を図る。
- 3 (地域国際化支援)
地域の国際化・国際交流の発展を支援する。

(3) 学術情報基盤に関する目標

- 1 (学術情報基盤)
電子情報受発信の拠点機能を有する学術情報基盤と情報セキュリティ基盤を強化する。

(4) 附属病院に関する目標

- 1 (医師卒後臨床研修及び専門医研修)
卒後臨床研修必修化の理念と目的に沿って、プライマリーケアを中心とした幅広い医療知識と技術を有する総合的な臨床医を養成する初期臨床研修プログラムを開発し、広く全国から研修医を受け入れるとともに、シームレスな後期修練プログラムによる、高度で先進的な医療を担う専門医を養成する。
- 2 (社会貢献)
地域住民への健康教育や医療人の生涯教育に貢献するため、自治体や地域医療機関との連携を緊密にし、地域社会の保健・医療水準の向上にとって必要不可欠な指導的中核病院となる。また、高度で先進的な医療を安全に提供する。
- 3 (経営・管理・組織)
病院長のリーダーシップによる速やかな意志決定と機動的な運営及び組織改編を可能とし、経営の専門家も加えた戦略的病院経営を実現する。
- 4 (再開発及び環境整備)
高度化された現代臨床医学に対応できる附属病院の再開発を行う。

(5) 附属学校に関する目標

- 1 (学部との連携)
学部との緊密な連携のもとに、教育の諸問題の解決に向けて新たな教育を探求する教育実験校として、また、新たな質が求められる教育職員養成の実地研究の中心となる実施校としての機能を一層強化する。
- 2 (運営の効率化・情報公開)
教育について地域社会と問題を共有しその解決と展開に貢献するとともに、地域に開かれかつ効果的で適切な学校運営を促進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- 1 (機動的・戦略的運営)
社会のニーズや環境変化に対応し組織整備や効果的な経費配分など柔軟かつ機動的な運営を行うため、トップマネジメントによる速やかな意志決定と管理運営体制を強化する。
- 2 (教職員人事)
大学運営の専門職能集団及び教育研究活動等の機能を向上させるため、教職員の人事制度の見直しなどを行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 1 (業務の効率化・合理化)
最少の資源で最大の効果が得られるよう業務運営の効率化・合理化を進める。

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 1 (外部研究資金)
外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。
- 2 (自己収入)
自律的経営に資するため、自己収入の拡大に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

- 1 (人件費改革)
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- 1 (経費節減)
管理業務の合理化と効率的な施設運営により管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 1 (資産の運用管理)
大学が保有する資産を効率的・効果的に運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- 1 (大学評価の充実)
自己点検・評価を充実し、不断の大学改善を進める。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- 1 (説明責任)
社会への説明責任を果たすために広報活動を充実し、情報公開を促進する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

1 (キャンパス環境)

三重大学の特色である三翠（空、樹、波のみどり）と伝統を生かした、人と自然が調和・共生する潤いのあるキャンパス環境を創出する。

2 (施設マネジメント)

全学的な視点に立った施設マネジメントを推進するとともに、大学の教育・研究等の活動に必要な施設・設備等の整備・充実を継続的に推進する。

2 安全管理に関する目標

1 (安全・危機管理)

事故、災害、犯罪、環境汚染等の防止と、危急時の適切な対応を速やかに行うための安全・危機管理体制を整備する。

3 法令遵守に関する目標

1 (法令遵守)

不正経理等の法令違反を防止する体制をさらに充実させる。

別 表 1 （学部、研究科等）

学 部	人文学部 教育学部 医学部 工学部 生物資源学部
研 究 科	人文社会科学研究科 教育学研究科 医学系研究科 工学研究科 生物資源学研究科 地域イノベーション学研究科

別 表 2 （教育関係共同利用拠点）

黒潮流域圏における生物資源と環境・食文化教育のための共同利用拠点 (練習船勢水丸)
--

